

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足. 1. 足立一・二・三・四丁目地区 約 67.2ha (足立区南東部)	足. 2. 関原一丁目地区 約 13.6ha (足立区中央部)	足. 3. 西新井駅西口周辺地区 約 101.0ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	<p>大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、木造集合住宅や老朽建築物等の不燃化構造への建替えを促進するとともに、道路、公園等の整備により、避難経路やオープンスペースの確保を図り、住環境の改善と安全で快適なまちづくりを進める。</p> <p>また、国道4号線（日光街道）沿道では建築物の不燃化を促進し、避難路の確保を図る。</p> <p>五反野駅前広場の防災機能を持たせた広場を整備し、あわせて、日常の交通利便性及び安全性を確保する。</p>	<p>「三世代が定着できるまち」「災害に強いまち」「ゆとりとうるおいのあるまち」「住商工の共存した活気のあるまち」をまちづくりの目標として、老朽建築物の不燃化、道路・公園等の公共施設整備を推進しながら、防災性の向上と居住環境の改善に向けたまちづくりを進める。</p>	<p>「安全で快適、新たな活力、潤いのあるまち」の実現を目指し、道路・公園等の公共施設の整備と老朽建築物の不燃化及び共同・協調建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善に向けたまちづくりを進める。</p>
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	<p>災害に強く、安全で快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業、業務、都市型工業との調和のとれた土地利用を図る。</p> <p>また、国道4号線（日光街道）沿道の不燃化及び中高層化を図り、延焼遮断帯として整備することにより、災害時の安全性を図るとともに、土地利用の高度利用を促進する。</p> <p>五反野駅前広場の整備と併せて土地の有効利用と不燃化を促進し、地域の中心にふさわしい商業地として、商業・業務施設と住宅の調和のとれた土地利用を図る。</p>	<p>幹線道路の沿道については、中高層の住居系複合市街地とし、延焼遮断帯の形成を図る。商店街通りに面する建物については、不燃化や共同化を誘導し、魅力ある近隣商業地の形成を図る。密集市街地においては、老朽住宅等の建替えを促進し、低中層住居系市街地としての整備を進める。</p>	<p>補助100号線、旧日光街道沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図り、補助138号線等の新たに整備する道路沿道では、共同化・不燃化の促進により、安全な延焼遮断帯を形成する。密集市街地では、区画道路等の整備改善に併せて共同・協調建替え等を誘導し、安全で快適な住宅等複合市街地の形成を図る。</p>
c 建築物の更新の方針	<p>主要な道路等の整備に併せた建築物の不燃化・共同化を促進する。</p> <p>また、良好な住環境の確保と、良質な住宅供給を推進する。</p> <p>なお、防災街区整備地区計画により、災害に強い魅力的な街並みを誘導していく。</p>	<p>老朽住宅の建替えを積極的に進めるとともに、不燃化・共同化による良好な都市型住宅の誘導を図る。</p> <p>なお、防災街区整備地区計画により、災害に強い魅力的な街並みを誘導していく。</p>	<p>主要な道路等の整備に併せた建築物の不燃化・共同化を促進する。</p> <p>また、良好な住環境の確保と、良質な住宅供給を推進する。</p> <p>なお、防災街区整備地区計画により、災害に強い魅力的な街並みを誘導していく。</p>
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助136号線の整備を進める。あわせて、地区内の防災生活道路、主要生活道路、区画道路、公園等の整備を図る。	補助136号線の整備を進める。あわせて、地区内の防災生活道路、主要生活道路、区画道路、公園等の整備を図る。	補助138号線の整備を進める。あわせて、補助254号線、足立区画街路8号線、9号線、10号線、区画道路、公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>公共は、道路、公園等の公共施設の整備を行う。</p> <p>民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築物の整備を行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>街路整備事業（事業中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助136号線</li> </ul> <p>沿道環境整備事業（事業中）</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>沿道地区計画「国道4号A（日光街道）地区」（決定済）</p> <p>防災街区整備地区計画「足立一・二・三・四丁目地区」（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了）</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（完了）</p> <p>都市防災不燃化促進事業（完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道4号線</li> </ul> <p>不燃化推進特定整備地区</p> <p>東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p>	<p>街路整備事業（事業中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助136号線</li> </ul> <p>都市防災不燃化促進事業（事業中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助136号線</li> </ul> <p>沿道環境整備事業（事業中）</p> <p>防災街区整備地区計画「関原一丁目地区」（決定済）</p> <p>都市防災不燃化促進事業・補助100号線（完了）</p> <p>防災街区整備事業「関原一丁目中央地区」（完了）</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了）</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（完了）</p> <p>不燃化推進特定整備地区</p> <p>東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p>	<p>住宅市街地総合整備事業（密集型・拠点型）（事業中）</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（事業中）</p> <p>街路整備事業（事業中）・補助138号線</p> <p>街路整備事業（予定）・補助254号・足立区街8、9号線</p> <p>都市防災不燃化促進事業（事業中）・補助138号線</p> <p>沿道環境整備事業（事業中）</p> <p>沿道地区計画「環状七号線B地区」（決定済）</p> <p>地区計画「西新井駅西口周辺地区」（決定済）</p> <p>防災街区整備地区計画「西新井駅西口周辺地区」（決定済）</p> <p>都市防災不燃化促進事業（完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環状7号線・補助100号線・旧日光街道</li> </ul> <p>防災生活圈促進事業（完了）</p> <p>不燃化推進特定整備地区</p> <p>東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p> <p>魅力的な街並み整備事業（事業中）</p>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	足. 4. 千住仲町地区 約15.7ha (足立区南部)	足. 5 柳原地区 約25.9ha (足立区南部)	※足. 6. 千住西地区 約60.8ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	「安全で安心して暮らせる市街地の形成」「若者から高齢者まで支えあいながら住み継がれる住まいと住環境の形成」「地区の歴史を継承するまちなみ形成と商店街、コミュニティーの活性化」の実現を目指し、道路・公園等の公共施設の整備と老朽建築物等の不燃化及び共同・協調建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善に向けたまちづくりを進める。	「下町情緒と新しい街並みが調和する、安心して暮らせるまち」の実現を目指して、足立区の広域拠点の一画を形成する北千住駅東口周辺に隣接する利便性の高い後背住宅地として、また、個性的で魅力ある街並みのある住宅地として、防災性の向上と居住環境の改善に向けたまちづくりを進める。	「燃えない、燃え広がらないまち」の実現を目指し、公園・広場等の公共整備と老朽建築物の不燃化を促進しつつ、地区の歴史・文化が感じる路地の街並みに配慮しながら、災害に強く安全で安心して暮らせる防災まちづくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本の方針その他の土地利用計画の概要	補助119号線(墨堤通り)、国道4号(日光街道)沿線は、延焼遮断帯としての機能向上を図り、補助139号線等の新たに整備する道路沿道では、共同化・不燃化の促進により、安全な延焼遮断帯を形成する。密集市街地では、老朽住宅等の建替えを促進し、中層住宅系市街地としての整備を進める。	補助139号線沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図る。商店街沿道では、不燃化及び共同・協調化を誘導し、地域生活を支える魅力ある近隣商店街の形成を図る。密集市街地では、老朽住宅等の建替えを促進し、低中層住居系市街地としての整備を進める。	国道4号線及び補助190号線は、中高層の耐火建築物を中心とした、延焼遮断帯と避難路の形成を図り、補助119号線、100号線では骨格的な延焼遮断帯と避難路の機能向上を促進する。 また、補助118号線は事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。 商業地区や住宅地区では、防災生活道路の整備や細街路の拡幅を図り、防災性の高い地区形成を進める。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業等を活用した建替えを進めるとともに、不燃化・共同化による良好な都市型住宅の誘導を図る。 なお、防災街区整備地区計画で建物の建て方などを定め、災害に強い魅力的な街並みを誘導していく。	主要生活道路の整備に併せた建築物の不燃化及び共同・協調化を促進するとともに、老朽住宅の建替えを促進し、良好な住環境の確保と良質な都市型住宅の誘導を図る。 なお、住宅市街地総合整備事業(密集型)及び防災街区整備地区計画により、災害に強い個性的で魅力ある街並みを誘導していく。	木造住宅密集地域整備事業等を活用した建替え促進や、主要道路整備に伴う建築物の不燃化・共同化の促進を図る。 なお、防災街区整備地区計画により、災害に強い魅力的な街並みを誘導していく。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助139号線の整備を図る。あわせて、地区内の区画道路、公園等の整備を図る。	狭隘な区画道路の改善を進め、主要生活道路については緊急車両の通行及び災害時の避難路として有効な幅員を確保する。地区内にバランスよく公園・緑地等の整備を図る。	補助118号線の整備を図る。あわせて、地区内の防災生活道路、区画道路、細街路の拡幅、公園等の整備・機能拡充を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	公共は、道路、公園等の公共施設の整備を行う。 民間は、公共支援を活用し不燃化・共同化等の建築物の整備を行う。 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 防災街区整備地区計画「千住仲町地区」(決定済) 都市防災不燃化促進事業(完了)・補助119号線 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	公共は、道路、公園等の整備を行う。 民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築の整備を行う。 住宅市街地総合整備事業(密集型)(予定) 木造住宅密集地域整備事業(予定) 住宅市街地総合整備事業(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 防災街区整備地区計画「柳原地区」(予定) 防災街区整備地区計画「千住西地区」(決定済) 都市防災不燃化促進事業(完了)補助190号線 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

				※・・・新規追加 △・・・区域変更
番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	※足. 7. 北千住駅東西周辺地区 約118.6ha (足立区南部)	※足. 8. 梅田・関原・本木・興野地区 約293.6ha (足立区中央部)	※足. 9. 補助261号線沿道地区 約10.9ha (足立区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		「広域拠点として活力とにかく歴史のある、ふれあい豊かなまちづくり」の実現を目指し、駅周辺地区の都市機能更新を進め、既成市街地を含めた活性化・防災性の向上と歴史・文化的資源に配慮した活力と魅力あるまちづくりを進めていく。	「主要な地域拠点整備と木密地域整備および住、工、農が調和した災害に強いまち」を目標に、駅周辺地区の都市機能向上、都市計画道路・公園等の公共整備と老朽建物の不燃化を促進しつつ、農地の保全を図り、住工農環境の調和を目指したまちづくりを進めていく。	「都市計画道路整備を契機とした住環境整備のまちづくり」の実現を目指し、補助261号線整備に合わせた不燃化促進の形成と、周辺住宅の住環境整備を図る。
b 防災街区の整備に関する基本の方針その他の土地利用計画の概要		都市計画道路の延焼遮断帯と避難路の形成を図り、補助118号線は事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。  駅周辺・商業地区では活気とにかく歴史のある土地利用を誇るため、共同化や中高層の複合市街地を形成する。商店街や住宅地区では、壁面後退や細街路の拡幅を行い、歩行空間確保や防災性の高い地区形成を進める。	特定整備路線である補助136号線、138号線や優先整備路線の補助254号線の事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。  駅周辺地区は民間再開発を誇り、防災機能更新を図る。住宅・工場地区では、建替え促進や道路拡幅を進め、農住混在地区も防災上有効な空間の共存を図る。	都市計画道路の延焼遮断帯と避難路の形成を図り、補助261号線の事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。  また、竹ノ塚駅周辺の商業・業務地区と連携した、中高層施設の誘導を行うとともに、地区計画による広配置に考慮した沿道形成を図る。
c 建築物の更新の方針		老朽住宅の建替えを積極的に進め、不燃化・共同化や再開発事業による良好な都型住宅及び商業・業務機能の誇尊と向上を図る。  なお、不燃化特区事業や地区計画により、防災性向上と下町空間の共存を進めていく。	老朽住宅の建替えを積極的に進め、不燃化・共同化や再開発事業による良好な都型住宅及び商業・業務機能の誇尊と向上を図る。  なお、不燃化特区事業や地区計画により、防災性向上と農住混在地区は緑の保全・共存を進めていく。	都市計画道路事業に伴う拡幅により、建替えや不燃化・共同化を図る。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		補助118号線、足立区画道路13号線の整備を図る。あわせて、地区内の主要生活道路、区画道路、細街路の拡幅、公園等の整備・機能拡充を図る。	補助136号線、138号線、253号線、254号線の整備を図る。あわせて、地区内の主要生活道路、区画道路、細街路の拡幅、公園等の整備・機能拡充を図る。	補助261号線の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共は、道路、公園等の整備を行う。  民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築整備を行う。	公共は、道路、公園等の整備を行う。  民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築整備を行う	公共は、道路等の整備を行う。  民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築整備を行う
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	街路整備事業（予定）・足立区街路13号線	都市防災不燃化促進事業・補助136号（事業中）  街路整備事業（予定）・補助254号線  街路整備事業（事業中）・補助136号線  沿道環境整備事業（事業中）	都市防災不燃化促進事業（一部事業中）  街路整備事業（事業中）・補助261号線
	3 決定又は変更予定の地区計画に関する事項	地区計画「千住三丁目地区」「千住四丁目地区」（決定済）	地区計画「西新井駅西口周辺地区」「興野駅周辺地区」（決定済）  沿道地区計画「国道4号A地区」「足立区環状七号線B地区」（決定済）	地区計画「足立北部地区西伊興地区」「竹ノ塚駅中央地区」「伊興町前沼地区」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	都市防災不燃化促進事業（完了）補助190・119号線  不燃化推進特定整備地区  東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制  市街地再開発事業（北千住駅西口地区・千住一丁目地区）（完了）	都市防災不燃化促進事業（完了）環状七号線・補助100号線  不燃化推進特定整備地区  東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	※足 10. 補助109号線沿道地区 約14.0ha (足立区北東部)	※足 11. 中川二・三丁目地区 約26.6ha (足立区東部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	「都市計画道路整備にあわせたまちづくりと、水と緑にあふれたまちづくり」の実現を目指し、補助109号線整備にあわせた不燃化促進の形成と、周辺住宅の住環境整備を図る。	「水と緑豊かな災害に強い安全なまちづくり」の実現を目指し、補助138号線整備にあわせた不燃化促進の形成と、周辺住宅の住環境整備を図る。	
b 防災街区の整備に関する基本の方針その他の土地利用計画の概要	都市計画道路の延焼遮断帯と避難路の形成を図り、優先整備路線の補助109号線の事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。	都市計画道路の延焼遮断帯と避難路の形成を図り、優先整備路線の補助138号線の事業化に伴い、不燃化促進事業の導入を目指し、防災性向上を進める。	
c 建築物の更新の方針	都市計画道路事業に伴う拡幅により、建替えや不燃化・共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業等を活用した建替え促進や、都市計画道路事業・主要幹路整備に伴う建築物の不燃化・共同化の促進を図る。  なお、防災街区整備地区計画により、災害に強い魅力的な街並みを誇導していく。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助109号線の整備を図る。	補助138号線の整備を図り、あわせて地区内の区画道路、公園等の整備を行う。	
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>公共は、道路等の整備を行う。 民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築整備を行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>都市防災不燃化促進事業（予定） 街路整備事業（予定）・補助109号線</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>地区計画「足立東部地域神明南地区」「足立東部地域神明地区」（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p>	<p>公共は、道路、公園等の整備を行う。 民間は、公共支援を活用し、不燃化・共同化等の建築整備を行う。</p> <p>都市防災不燃化促進事業（予定） 街路整備事業（予定）・補助138号線 住宅市街地総合整備事業（密集型）（予定）</p>	

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	足. 1. 足立一・二・三・四丁目地区 (足立区南東部)				足. 2. 関原一丁目地区 (足立区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るために、特定整備路線として指定されている防災都市計画施設道路第1号（補助136号線）の整備を図るとともに、幹線・地域幹線道路（都市計画道路：放射12号線、補助113号線）、地区幹線道路（足立35号線、五反野駅前通り100m区間及び花畠バス通り）、主要生活道路、区画道路という段階的道路網の形成を図り、生活利便性及び防災性の向上を図る。				密集市街地の防災性の向上を図るために、特定整備路線として指定されている防災都市計画施設道路第1号（補助136号線）の整備促進及び当地区的延焼防止機能・避難機能の確保に資する生活道路の整備促進を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助136号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助136号線
	防災公共施設道路	第1号	特定地区防災施設	防災生活道路2号	防災公共施設道路	第1号	特定地区防災施設	防災生活道路第3号
	防災公共施設道路	第2号	特定地区防災施設	防災生活道路8号	防災公共施設道路	第2号	特定地区防災施設	防災生活道路第4号
	防災公共施設道路	第3号	特定地区防災施設	防災生活道路9号	防災公共施設道路	第3号	特定地区防災施設	防災生活道路第5号
	防災公共施設道路	第4号	特定地区防災施設	防災生活道路10号	防災公共施設道路	第4号	特定地区防災施設	防災生活道路第6号
	防災公共施設道路	第5号	特定地区防災施設	防災生活道路11号	防災公共施設道路	第5号	特定地区防災施設	主要生活道路第1号
	防災公共施設道路	第6号	特定地区防災施設	防災生活道路4号	防災公共施設道路	第6号	特定地区防災施設	主要生活道路第2号
	防災公共施設道路	第7号	特定地区防災施設	防災生活道路5号	防災公共施設道路	第7号	特定地区防災施設	主要生活道路第3号
	防災公共施設道路	第8号	地区防災施設	防災生活道路12号	防災公共施設道路	第8号	特定地区防災施設	主要生活道路第4号
	防災公共施設道路	第9号	地区防災施設	防災生活道路7号	防災公共施設道路	第9号	特定地区防災施設	主要生活道路第5号
	防災公共施設道路	第10号	特定地区防災施設	防災生活道路13号	防災公共施設道路	第10号	特定地区防災施設	主要生活道路第6号
	防災公共施設道路	第11号	地区防災施設	防災生活道路6号				
	防災公共施設道路	第12号	特定地区防災施設	防災生活道路1号				
	防災公共施設道路	第13号	特定地区防災施設	防災生活道路3号				
	防災公共施設道路	第14号	特定地区防災施設	防災生活道路18号				
	防災公共施設道路	第15号	特定地区防災施設	防災生活道路16号				
	防災公共施設道路	第16号	特定地区防災施設	防災生活道路15号				
	防災公共施設道路	第17号	特定地区防災施設	防災生活道路17号				
	防災公共施設道路	第18号	特定地区防災施設	防災生活道路14号				
	防災公共施設道路	第19号	地区防災施設	防災生活道路19号				
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員15m	延長約850m	防災都市計画施設道路	第1号	幅員20m	延長約350m
	防災公共施設道路	第1号	幅員6m	延長約235m	防災公共施設道路	第1号	幅員6m	延長約140m
	防災公共施設道路	第2号	幅員6m	延長約120m	防災公共施設道路	第2号	幅員6m	延長約145m
	防災公共施設道路	第3号	幅員6m	延長約400m	防災公共施設道路	第3号	幅員5.5m	延長約255m
	防災公共施設道路	第4号	幅員6m	延長約45m	防災公共施設道路	第4号	幅員5.5m	延長約165m
	防災公共施設道路	第5号	幅員6m	延長約480m	防災公共施設道路	第5号	幅員5m	延長約220m
	防災公共施設道路	第6号	幅員5.5m	延長約80m	防災公共施設道路	第6号	幅員5m	延長約60m
	防災公共施設道路	第7号	幅員5.5m	延長約480m	防災公共施設道路	第7号	幅員5m	延長約80m
	防災公共施設道路	第8号	幅員5m	延長約160m	防災公共施設道路	第8号	幅員5m	延長約105m
	防災公共施設道路	第9号	幅員6m	延長約190m	防災公共施設道路	第9号	幅員5m	延長約150m

	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号 第19号	幅員6m 幅員6m 幅員7.2m 幅員7.2m 幅員6.8m 幅員9.1m 幅員7.2m 幅員9.1m 幅員5.5m 幅員9.1m	延長約255m 延長約175m 延長約290m 延長約245m 延長約390m 延長約470m 延長約205m 延長約585m 延長約375m 延長約100m	防災公共施設道路	第10号	幅員5m	延長約155m
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：西側630mについては特定整備路線（令和6年度まで（予定）） 防災街区整備地区計画：足立一・二・三・四丁目地区（令和2年度変更） 防災公共施設道路第1号～第19号：平成31年度までは住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業により整備を促進してきたが、平成31年度以降は防災街区整備地区計画（令和2年度変更）の規制及び防災生活道路整備事業（令和2年度まで）により自主的な整備が図られていく。	防災都市計画施設道路第1号：特定整備路線（令和4年度まで（予定）） 防災街区整備地区計画：関原一丁目地区（令和2年度変更） 防災公共施設道路第1号～第10号：平成25年度までは住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業により整備を促進してきたが、平成26年度以降は防災街区整備地区計画（令和2年度変更）の規制及び防災生活道路整備事業（令和2年度まで）により自主的な整備が図られていく。						

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 1. 足立一・二・三・四丁目地区	足. 2. 関原一丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成する建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、延焼防止機能・避難機能の確保に資する建替え誘導等を図る。	防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成する建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、延焼防止機能・避難機能の確保に資する建替え誘導等を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号においては、中層主体の耐火建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、低中層程度の準耐火建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造制限を定め住環境の向上を図る。 また、道路から壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限により道路と一体となった空間の確保を図る。さらに、建築物の防火上の制限、間口率及び高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。	防災都市計画施設道路第1号においては、中層主体の耐火建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、低中層程度の準耐火建築物等の整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造制限を定め住環境の向上を図る。 また、道路から壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限により道路と一体となった空間の確保を図る。さらに、建築物の防火上の制限、間口率及び高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路沿道においては、街路事業に併せて建築物等の不燃化を促進し整備を図る。 防災公共施設道路沿道においては、防災街区整備地区計画（令和2年度変更）の規制により自主的な整備が図られていく。	防災都市計画施設道路沿道においては、都市防災不燃化促進事業が令和4年度まで実施されるので、当事業により整備を進める。 防災公共施設道路沿道においては、防災街区整備地区計画（令和2年度変更）の規制により自主的な整備が図られていく。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

#### ①防災公共施設の整備に関する計画の概要

新規

△・・・区域変更

	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号	幅員7.3m 幅員6.3m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員6m 幅員5.5m 幅員5.5m 幅員6m 幅員6m 幅員6m	延長約80m 延長約115m 延長約180m 延長約65m 延長約170m 延長約270m 延長約115m 延長約290m 延長約265m 延長約230m 延長約210m 延長約145m 延長約60m 延長約100m 延長約280m 延長約210m 延長約140m	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号	幅員7.2m 幅員6.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.0m 幅員5.5m	延長約330m 延長約345m 延長約240m 延長約115m 延長約180m 延長約175m 延長約105m 延長約260m
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：西側350mについては、特定整備路線（令和5年度まで）その1工区（平成26年度完成）、その2工区（令和3年度完成予定）、その3工区（平成24年度完成） 防災都市計画施設道路第2号：優先整備路線（令和7年度までに着手予定） 防災都市計画施設道路第3号：優先整備路線（令和7年度までに着手予定） 防災都市計画施設道路第4号～5号：未定 防災街区整備地区計画：西新井駅西口周辺地区（令和2年度変更） 防災公共施設道路第1号～第17号：住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業により令和7年度まで整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号：未定 防災街区整備地区計画：千住仲町地区（令和2年度変更） 防災公共施設道路1号～8号：住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業により令和4年度までに整備を図る。						

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 3. 西新井駅西口周辺地区	足. 4. 千住仲町地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	<p>防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成する建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、特定防災機能の確保に資する建替え誘導等を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成する建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、特定防災機能の確保に資する建替え誘導等を図る。</p>
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号までにおいては、中高層主体の耐火建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、低中層程度の準耐火建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造制限を定め住環境の向上を図る。</p> <p>また、道路から壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限により道路と一体となった空間の確保を図る。さらに、建築物の防火上の制限、間口率及び高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号においては、中層主体の耐火建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、特定防災機能の確保に資する建替え誘導等を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造制限を定め住環境の向上を図る。</p> <p>また、道路から壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限により道路と一体になった空間の確保を図る。さらに、建築物の防火上の制限、間口率及び高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。</p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、都市防災不燃化促進事業が実施中であり（令和7年度まで）、これにより整備を進める。防災都市計画施設道路第2号から第5号までの沿道においては、街路整備事業に併せて建築物等の不燃化を促進し整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業、地区防災不燃化促進事業を活用し道路拡幅整備を行うとともに、建替えを促進し整備を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路沿道においては、街路事業に併せて建築物等の不燃化を促進し整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業、地区防災不燃化促進事業を活用し道路拡幅整備を行うとともに、建替えを促進し整備を図る。</p>

別表2 防災公共施設の整備等の概要

①防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	足. 5. 柳原地区 (足立区南部)							
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るため、地区内を貫通する補助139号線について、当地区の延焼防止機能・避難機能の確保に資する整備促進を図る。							
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助139号線				
	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助118号線				
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第3号	都市計画道路	補助192号線				
	防災都市計画施設道路	第1号	幅員15m	延長約440m				
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路	第2号	幅員15m	延長約418m				
	防災都市計画施設道路	第3号	幅員15m	延長約825m				
防災都市計画施設道路第1号：整備済 防災都市計画施設道路第2、3号：未定 防災街区整備地区計画：柳原地区：予定								

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 5. 柳原地区	
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成する建築物等の整備を図る。	
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路沿道においては、中層主体の耐火建築物等の整備を図る。	
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路沿道においては、建築物等の不燃化を促進し整備を図る。	

別表2 防災公共施設の整備等の概要

①防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	※足. 6. 千住西地区 (足立区南部)				※足. 7. 北千住駅東西周辺地区 (足立区南部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るため、幹線道路（補助 118 号線）、主要生活道路、区画道路の段階的道路網の整備を図り、生活利便性及び防災性に向上を図る。				密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能を確保するために、補助 118 号線、139 号線、192 号線、足立区画街路 13 号線の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助 118 号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助 118 号線
	防災公共施設道路	第1号	特定地区防災施設	防災生活道路 1 号	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	足立区画街路 13 号線
	防災公共施設道路	第2号	特定地区防災施設	防災生活道路 2 号	防災都市計画施設道路	第3号	都市計画道路	補助 192 号線
	防災公共施設道路	第3号	特定地区防災施設	防災生活道路 3 号	防災都市計画施設道路	第4号	都市計画道路	補助 139 号線
	防災公共施設道路	第4号	特定地区防災施設	防災生活道路 4 号				
	防災公共施設道路	第5号	特定地区防災施設	防災生活道路 5 号				
	防災公共施設道路	第6号	特定地区防災施設	防災生活道路 6 号				
	防災公共施設道路	第7号	特定地区防災施設	防災生活道路 7 号				
	防災公共施設道路	第8号	特定地区防災施設	防災生活道路 8 号				
	防災公共施設道路	第9号	特定地区防災施設	防災生活道路 9 号				
	防災公共施設道路	第10号	特定地区防災施設	防災生活道路 10 号				
	防災公共施設道路	第11号	特定地区防災施設	防災生活道路 11 号				
	防災公共施設道路	第12号	特定地区防災施設	防災生活道路 12 号				
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員 15m	延長約 1176m	防災都市計画施設道路	第1号	幅員 15m	延長約 533m
	防災公共施設道路	第1号	幅員 5.4m	延長約 478m	防災都市計画施設道路	第2号	幅員 7.2m	延長約 52m
	防災公共施設道路	第2号	幅員 5.4m	延長約 63m	防災都市計画施設道路	第3号	幅員 15m	延長約 825m
	防災公共施設道路	第3号	幅員 5.2m	延長約 249m	防災都市計画施設道路	第4号	幅員 15m	延長約 597m
	防災公共施設道路	第4号	幅員 3.7m	延長約 224m				
	防災公共施設道路	第5号	幅員 5.2m	延長約 504m				
	防災公共施設道路	第6号	幅員 6.5m	延長約 256m				
	防災公共施設道路	第7号	幅員 10.9m	延長約 281m				
	防災公共施設道路	第8号	幅員 6m	延長約 143m				
	防災公共施設道路	第9号	幅員 7.3m	延長約 155m				
	防災公共施設道路	第10号	幅員 9m	延長約 241m				
	防災公共施設道路	第11号	幅員 9m	延長約 733m				
	防災公共施設道路	第12号	幅員 6.3m	延長約 696m				
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路 1 号 : 未定 防災街区整備地区計画：千住西地区（令和 2 年度変更） 防災公共施設道路第 1 号～第 12 号：住宅市街地総合整備事業（密集型）・東京都木造住宅密集地域整備事業により、令和 10 年度までに整備を図る。				防災都市計画施設道路 1 号～4 号 : 未定			

「防災公共施設の配置」は、附図に示すとおり」

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 6. 千住西地区	足. 7. 北千住駅東西周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	<p>防災都市計画施設道路沿道においては、主要な延焼遮断帯を形成及び避難路の確保を図るため、沿道建築物の不燃化を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、延焼防止機能・避難機能の確保に資する建替え誘導等を図る。</p>	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、延焼遮断帯の形成及び避難路の確保を図るため、沿道建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道は、中層主体の準耐火建築物及び中高層主体の耐火建築物の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、低中層程度の準耐火建築物等の整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造制限を定め住環境の向上を図る。</p> <p>また、道路から壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限により道路と一体となつた空間の確保を図る。さらに、建築物の防火上の制限、間口率及び高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。</p>	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、中層主体の準耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号においては、街路事業に併せて建築物の不燃化を促進し整備を図る。</p> <p>防災公共施設道路沿道においては、住宅市街地総合整備事業（密集型）・木造住宅密集地域整備事業、地区防災不燃化促進事業を活用し道路拡幅整備を行うとともに、建替えを促進し整備を図る。</p>	

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	※足. 8. 梅田・関原・本木・興野地区 (足立区中央部)				※足. 9. 補助261号線沿道地区 (足立区北西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地の防災性の向上を図るため、地区内を貫通する補助136号線、138号線、253号線、254号線（優先）について、延焼防止機能・避難機能の確保に資する整備促進を図る。				市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能の確保を図るために、補助261号線の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設歩道 防災都市計画施設歩道 防災都市計画施設歩道	第1号 第2号 第3号 第4号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路	補助136号線 補助254号線 補助138号線 補助253号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路 補助261号線	補助261号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号	幅員20m 幅員16m 幅員16m 幅員15m	延長約1390m 延長約423m 延長約665m 延長約1514m	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号	幅員15m 延長約1425m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路1号：特定整備路線（令和4年度まで） 防災都市計画施設道路2号：優先整備路線（未定） 防災都市計画施設道路3号、4号：未定				防災都市計画施設道路1号：令和4年度まで			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 8. 梅田・関原・本木・興野地区	足. 9. 補助261号線沿道地区
a 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、延焼遮断帯の形成及び避難路の確保を図るために、沿道建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、延焼遮断帯の形成及び避難路の確保を図るために、沿道建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道は、中層主体の準耐火建築物及び中高層主体の耐火建築物の整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、竹ノ塚駅前より補助100号線までは中高層主体の耐火建築物の整備を図り、補助100号線より以西は中層主体の準耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一緒に特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号沿道は、都市防災不燃化促進事業を実施している。（平成17年度～令和6年度まで）	防災都市計画施設道路第1号沿道は、都市防災不燃化促進事業を令和7年度から実施を予定している。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

①防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	※足. 10. 補助109号線沿道地区 (足立区北東部)				※足. 11. 中川二・三丁目地区 (足立区東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難路機能の確保を図るため、補助109号線の不燃化を推進する。				市街地における延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難路機能の確保を図るため、補助138号線の不燃化を推進する。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助109号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助138号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員15m、延長約1857m		防災都市計画施設道路	第1号	幅員16m、延長約366m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路1号：優先整備路線（未定）				防災都市計画施設道路1号：優先整備路線（未定）			

「防災公共施設の配置」は、附図に示すとおり」

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	足. 10. 補助109号線沿道地区	足. 11. 中川二・三丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号沿道は、延焼遮断帯の形成及び避難路の確保を図るために、沿道建築物の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、延焼遮断帯の形成及び避難路の確保を図るために、沿道建築物の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道は、中層主体の準耐火建築物の整備を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、中層主体の準耐火建築物の整備を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号沿道は、都市防災不燃化促進事業を令和6年度から実施を予定している。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、都市防災不燃化促進事業を予定している。